資料２

荷主の事業者クラス分け評価制度について

１１月２９日

資源エネルギー庁　省エネルギー課

事業者クラス分け評価制度（工場等規制）の概要

- 省エネ法の定期報告を提出する特定事業者等をS・A・B・Cの４段階にクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。
- Sクラス事業者を業種別に公表して称揚する一方、Bクラス事業者以下は現地調査等を重点的に実施。
- 事業者は、他事業者と比較して自らの立ち位置を確認することが可能。
- 平成２８年度より制度開始。

Ｓクラス 省エネが優良な事業者	Ａクラス 一般的な事業者	Ｂクラス 省エネが停滞している事業者	Ｃクラス 注意を要する事業者
【水準】 ①努力目標達成 ※１ または、 ②ベンチマーク目標達成 ※２ 【対応】 優良事業者として、経産省ＨＰで事業者名や連続達成年数を表示。	【水準】 Ｂクラスよりは省エネ水準は高いが、Ｓクラスの水準には達しない事業者 【対応】 特段なし。	【水準】 ※１ ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前度年比増加 または、 ②5年度間平均原単位が5%超増加 【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。	【水準】 Ｂクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分 【対応】 省エネ法第６条に基づく指導を実施。

※1　努力目標：５年度間平均エネルギー消費原単位を年１％以上低減すること。
※2　ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において設定された、事業者が中長期的に目指すべき水準。

事業者クラス分け評価制度（工場等規制）の効果

- 特定事業者等を対象とするアンケートによると、特にB・Cクラス事業者で「省エネ取組を強化した」と回答した割合が大きい。
- B・Cクラス事業者の約７割がAクラス以上を目指すと回答。

○クラス別の省エネ取組の方針

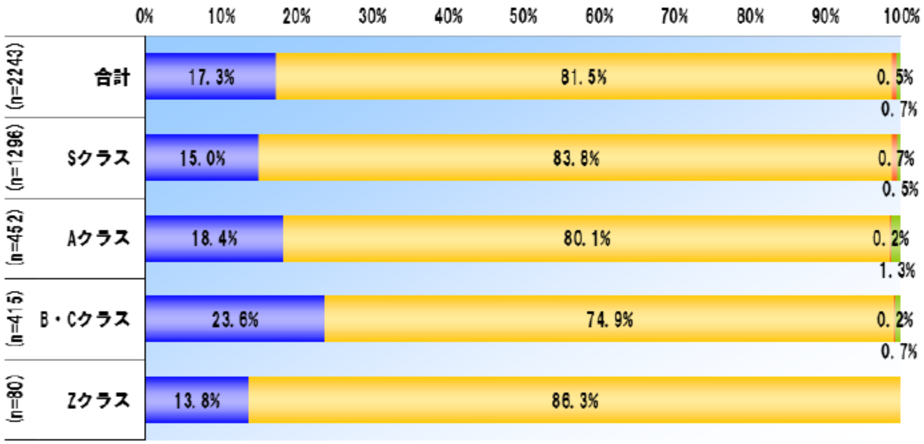

※Zクラスは５年分のデータがなくクラス分けができない事業者

- 省エネに向けた取り組みを全体的に強化した
- 省エネに向けた取り組みを全般的に維持しており、大きな変化はない
- 省エネに向けた取り組みを全般的に縮小した
- わからない

○B・Cクラス事業者の掲げる目標

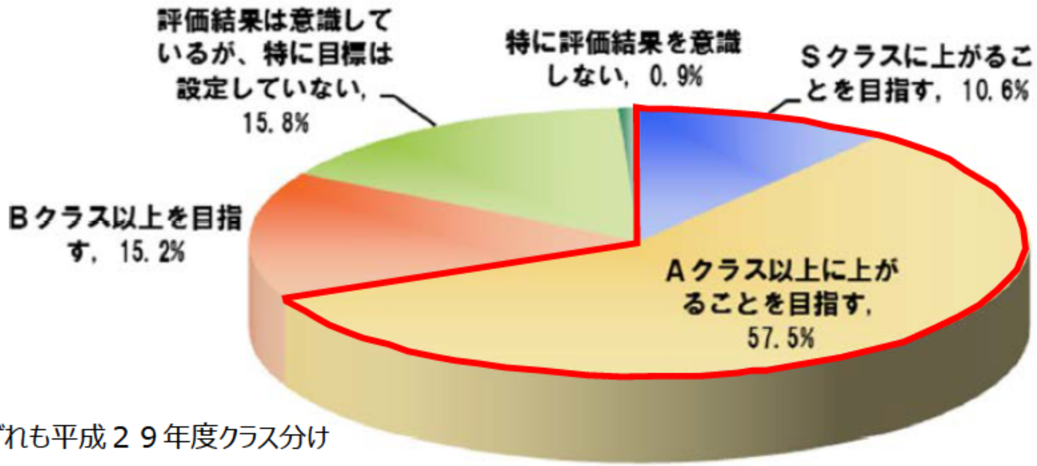

※いずれも平成２９年度クラス分け

出典：平成29年度省エネルギー政策立案のための調査事業（情報提供による省エネ行動変革に係る調査）報告書

荷主規制にクラス分け評価制度を導入する上での課題

貨物輸送に係るエネルギーを自ら使用していないため、
①単独でエネルギー使用量をコントロールできる部分が限られている。
②エネルギー使用量の正確な把握が難しい。

〇原単位が改善しない理由

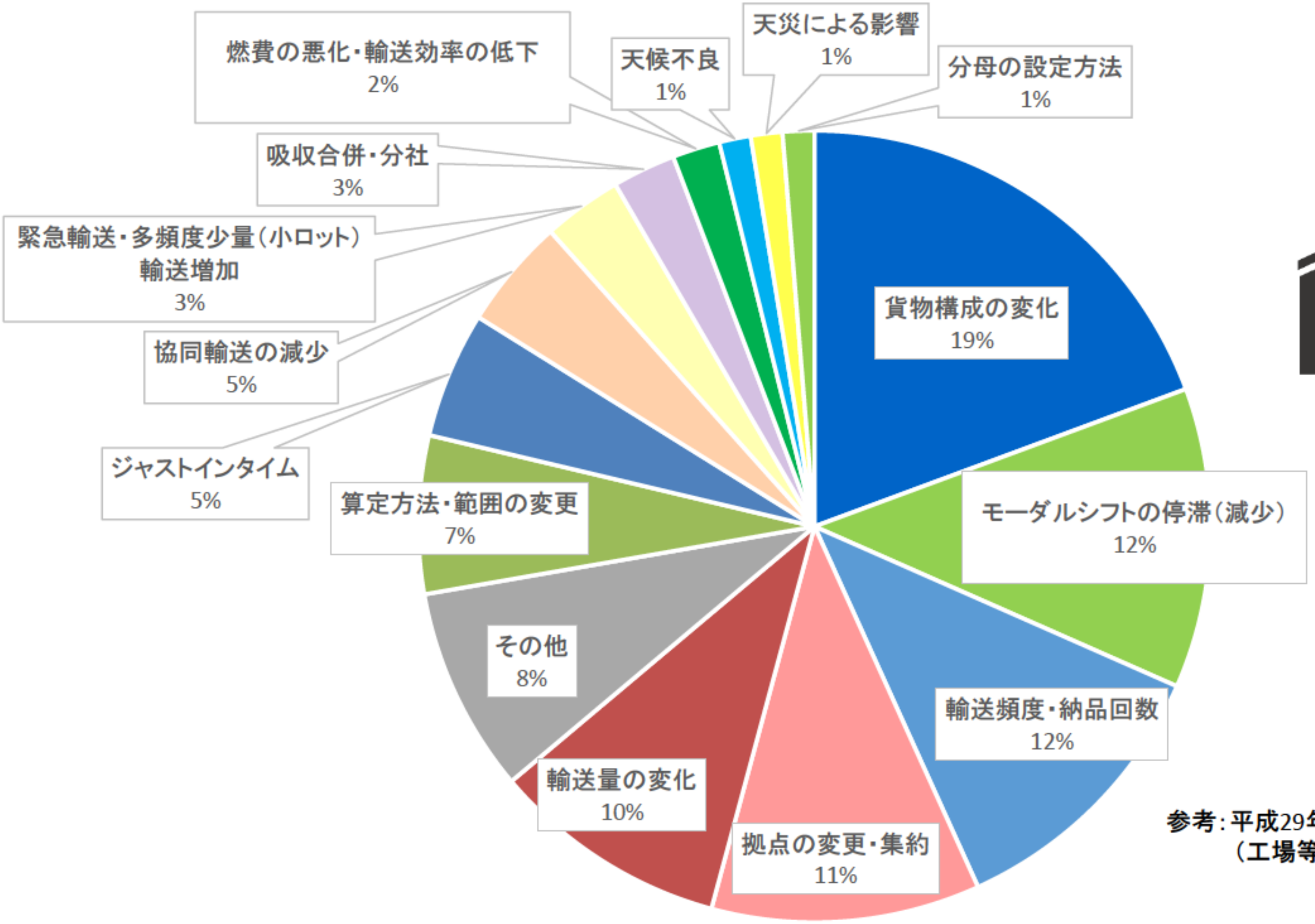

〇貨物輸送のエネルギー使用に関わる主な主体

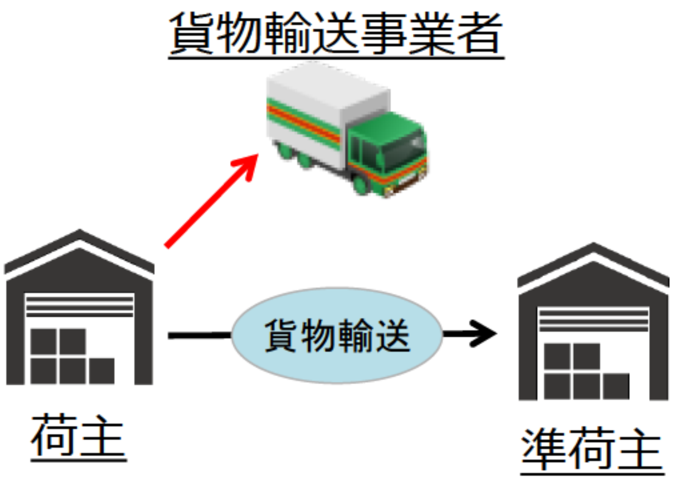

参考：平成29年度省エネルギー政策立案のための調査事業（工場等及び荷主の判断基準遵守状況等分析並びにデータ公開の在り方調査事業）報告書

エネルギー使用量の算定方法

- 荷主規制においては、エネルギーの使用量の算定方法として「燃料法」、「燃費法」、「トンキロ法」のいずれかを採用することと定めている。
- 「トンキロ法」では評価できる省エネ取組が限られるため、「燃料法」、「燃費法」への切り替えを推奨してきたが、エネルギー使用量ベースで４割程度の採用にとどまっている。
- 燃料法等への移行は、輸送事業者の負担に十分に配慮する必要がある。

〇エネルギー使用量の算定方法と評価できる取組

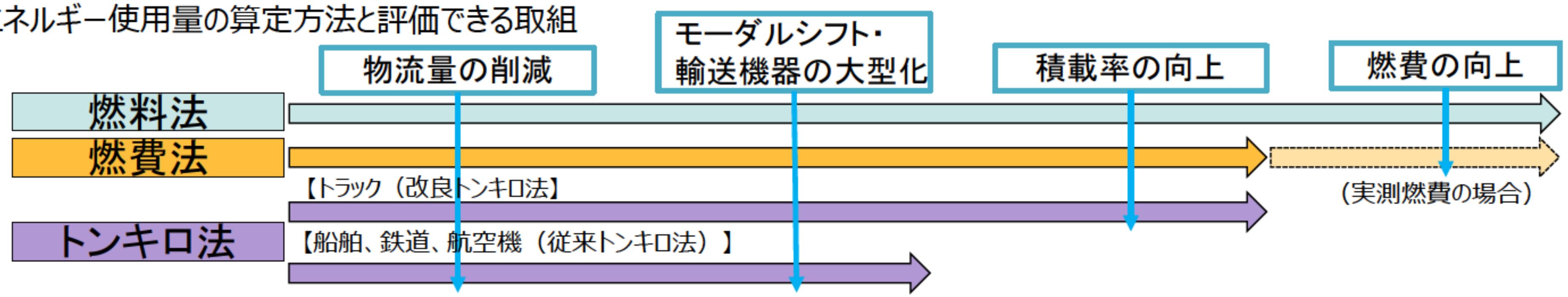

〇算定方法の採用割合

荷主規制へのクラス分け評価制度導入に向けた検討方針（案）

- 努力目標（５年度間平均原単位を年１％以上低減）の達成状況を評価する一方で、荷主単独で可能な省エネ取組が限られることやエネルギー使用量の把握が難しいことを踏まえ、新たな指標も検討すべきではないか。

○荷主クラス分け評価制度のイメージ

Ｓクラス
省エネが優良な事業者

【水準】
①努力目標達成
または、
②新たな指標の達成

【対応】
優良事業者として、経産省ＨＰで事業者名や連続達成年数を表示。

Ａクラス
一般的な事業者

【水準】
Ｂクラスよりは省エネ水準は高いが、Ｓクラスの水準には達しない事業者

【対応】
特段なし。

Ｂクラス
省エネが停滞している事業者

【水準】
①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前度年比増加
または、
②5年度間平均原単位が5%超増加

【対応】
注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

Ｃクラス
注意を要する事業者

【水準】
Ｂクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分
【対応】
省エネ法に基づく指導を実施。

参考：旧判断基準の遵守状況（平成２９年度報告）

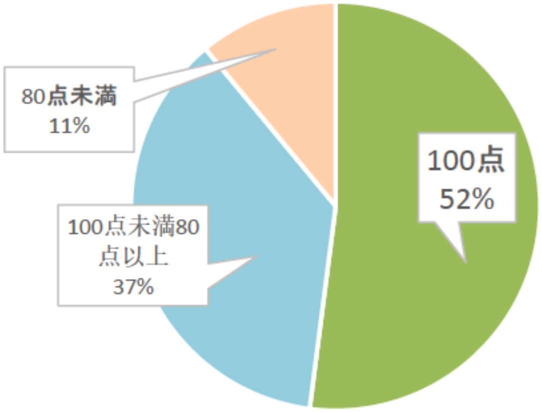

○新たな指標として、例えば定期報告書の第7表「エネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（注）」を実際の遵守状況を踏まえつつ活用を検討してはどうか。

（注）本WGの審議を踏まえて改正（2018年11月29日公布予定）